

J R 四国労組ニュース

令和2年4月28日（No.24）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

「一時帰休」協定を締結

本部は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による一時帰休について会社と協議を重ねてきたが、一時帰休について以下のとおり協議がまとまった。

新型コロナウイルス感染症による事業体制の縮小に伴う一時帰休について

標題について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による業務量の急激な減少に対応しつつ、社員等の雇用及び生活を守るため、以下のとおり「一時帰休（休業）」を実施する。

1 休業の実施予定時期等

休業は、2020年5月1日から2020年6月30日までの間において実施する。

2 休業の時間数

休業は、1勤務を単位とし、始業時刻から終業時刻までの間行う。

3 休業の対象となる労働者の範囲及び人数

休業の対象者は、販売センター、各ものがたり企画室、駅及びワープ支店等の従業員とし、対象となる社員等は概ね700人とする。休業実施日においては、そのうち概ね150人を休業させるものとする。

4 休業手当の額の算定基準

休業中は、休業日の賃金減額として算定した額の100%相当額の休業手当を支払う。ただし、サポーター社員については、サポーター社員の労働条件に関する協約（2019年9月19日）第117条第1項に定める額の100%相当額の休業手当を支払う。なお、休業手当の支払方法は有給休暇に準じて取り扱う。

※特殊勤務手当、職務旅費は支払わない。通勤手当はサポーター社員及び30日以上引き続き勤務しない場合は支給しない。

5 期末手当等

期末手当又は期末一時金の期間率における欠勤期間及びパートナー社員の一時金の勤務日においては、休業日を有給休暇に準じて取り扱う。（期間率等には影響しない）

本部は、一時帰休の実施はやむを得ないと考えるが、上記について現時点で会社として最大限の内容が示されたと判断し協定を締結することとした。

あわせて、組合員やその家族、お客様の命を守るため新型コロナウイルス感染症の早期収束に向け労使を挙げて、この難局を乗り越えていくとともに、収束後には収入の確保に向け最大限協力することを確認した。

以上